

 **催し物**

持続可能なやさしい未来へ 10月は東京都消費者月間です

消費生活パネル展

時 10月15日(火) 12:00～
10月28日(月) 15:00

場 総合庁舎本館1階西口ロビー
内 惠質商法や契約トラブルの紹介、くらしの豆知識などの冊子や消費者啓発用リーフレット等の配布



今年度の東京都消費者月間のテーマは「持続可能なやさしい未来へ」です。区は、消費生活をテーマにしたパネル展や講座、イベントを開催します。

消費生活講座「楽しく体験！消費者被害防止スマホ安全教室」

時 10月29日(火) 13:30～15:30 場 碑住区センター(碑文谷2-16-6)
内 インターネットトラブルの事例・対処法、スマートフォンの安全な利用方法のポイント

師 一般社団法人消費生活総合サポートセンター派遣講師 定10人(抽選)
申 区  (コード①)、電話、FAX(スマホ安全教室と明記の上、住所、氏名(ふりがな)、電話・FAXを記入)で、10月15日までに、消費生活センター(3711-1133、FAX3711-5297)へ



目黒区消費生活展 「だまされるな消費者！今こそ行動しよう!!」

消費生活について、さまざまな角度から知ることができる企画です。食の安全、環境など身近な暮らしの問題について考えてみませんか。詳細は、区  (コード②)をご覧ください。

場 消費生活センター(目黒2-4-36 区民センター内)



パネル展示

時 10月21日(月)～27日(日) 9:00～17:00(入場は16:30まで。最終日は15:00まで)

テーマ	団体名
機能性表示食品の正体～被害にあわないために	目黒区消費者グループ連絡会
湯洗いの油って何がいいの？	23区南生活クラブ生活協同組合 まち目黒
親と子の心と身体に栄養を	平塚幼稚園くらしを守る会
「頻発する災害」～ワタシの場合を準備する	生活協同組合パルシステム東京 目黒連絡会
環境と人体を蝕む「PFAS(ピーファス)」Part2	お母さんの勉強会「虹」
5つのルールでごみを減らそう！	めぐろ買い物ルールを広める会
雑がみってなに？	清掃リサイクル課
今、服がいっぱい捨てられている？!	エコライフめぐろ推進協会
くらしを守る計量制度	都生活文化スポーツ局計量検定所
SNS上の投資グループに注意！	消費生活センター

映画上映会

タイトル	日時	定員(抽選)
夢みる給食	10月24日(木) ①10:30～12:00	各30人
君の根は。大地再生にいどむ人びと	10月26日(土) ②13:30～15:00	

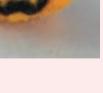
申 区  (コード②)、電話で、10月7日までに、消費生活センター(3711-1133)へ

ワークショップ「羊毛で作るハロウィンパンプキン」

時 10月27日(日) ①10:00～12:00 ②13:00～15:00

定 各5人(抽選) ￥参加費500円



申 区  (コード②)、電話で、10月7日までに、消費生活センター(3711-1133)へ

ワークショップ「ハロウィンのミニキャンドル」

時 10月27日(日) 10:00～15:00(所要時間 20～30分。12:00～13:00を除く)



定 50人(先着)。希望者は当日会場へ

おもちゃの病院

時 10月27日(日) 10:00～15:00(12:00～13:00を除く)

内 壊れた玩具(アンティーク人形やドローン、ヘリコプターなどは不可)を修理。希望者は当日会場へ

￥無料(部品代は実費になる場合あり)

旬の野菜などの販売

時 10月27日(日) 10:00～15:00

内 東京育ちの野菜や各団体の推奨品、区内障害福祉施設の菓子ほか
※マイバッグ持参。現金のみ

問 消費生活センター(3711-1133、FAX3711-5297)

 **お知らせ**

10月は行政書士制度広報月間です

日本行政書士会連合会・東京都行政書士会で、毎年10月を行政書士制度広報月間と定め、行政書士制度の普及浸透を目的として、全国一斉に広報活動を行っています。相続や営業許認可など、官公署へ提出する書類の作成に関する相談を受け付けます。

特設相談窓口(希望者は当日会場へ)

時 10月16日(水) 10:00～16:00

場 総合庁舎本館1階西口ロビー

常設相談窓口

時 每月第4金曜日 13:00～16:00

場 総合庁舎本館1階区民の声課

申 電話で、希望日の1週間前から、区民の声課(5722-9424)へ。
窓口申し込み可

問 区民の声課(5722-9424、FAX5722-9395)

 **お知らせ**

9月と10月は行政相談月間です

行政相談は、国の行政機関や独立行政法人などへの苦情や要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場で解決や実現を図ります。総務大臣から委嘱された行政相談委員が、道路、社会福祉、医療保険などの行政全般について、説明に納得できない、処理が間違っているなどの苦情や要望を受け付けます。

特設相談窓口(希望者は当日会場へ)

時 10月15日(火) 13:00～16:00(受け付けは15:30まで)

場 総合庁舎本館1階西口ロビー

常設相談窓口

時 每月第1月曜日 13:00～16:00

場 総合庁舎本館1階区民の声課

申 電話で、希望日の1週間前から、区民の声課(5722-9424)へ。窓口
申し込み可

問 区民の声課(5722-9424、FAX5722-9395)

